

障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」  南国市

障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」

事業所情報

[概要]

●職員構成

- ・センター長1名
- ・就業支援担当者2名
- ・生活支援担当者2名

〒783-0005 高知県南国市大桶乙2305

TEL 088-854-9111 FAX 088-854-9112

E-mail you\_i\_life@ec5.technowave.ne.jp

<http://kochi-ikuseikai.or.jp/publics/index/72/>



# 働き始めるために、働き続けるために 「ゆうあい」はあなたを応援します。

「ゆうあい」では、障害のある人たちが自立した暮らしを目指して、地域支援機関(福祉・医療・教育等)と連携を図り、登録された方の就業・生活面のサポートを行います。

また、障害のある方を雇用している、または、雇用を考えている事業所への情報提供等も行っています。



## ●利用できる方

原則的には、18歳以上の障害のある方(精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳)で、一般就労を希望する方、またすでに一般就労されている方が対象です。

## ●対象エリア

南国市、香南市、香美市、大豊町、本山町、土佐町、大川村の地域に居住されている方が対象です。その他の地域の方は、ご相談ください。



## 障害のある方へ

「ゆうあい」を利用するにあたって

- 障害種別は問いません。
- 登録制です。障害者手帳と印鑑が必要です。
- 支援するにあたって、プロフィール表を作成します。
- 対象エリア以外にお住いの方でもご相談ください。

### 職場定着促進のための 在職者交流会

在職者の交流会を年4回ほど企画しています。各種マナーや防災、ストレス軽減などを実施しています。  
※参加するにあたり、材料費など実費が必要となることがあります。

## 事業所の方へ

障害者雇用をお考えの事業所の方へ

### ●雇用の相談

障害のある方を雇用する上での相談や、各種助成金に関するご相談を、ハローワーク等と連携してお伝えいたします。

### ●職場定着のご相談

職場定着のためのご相談や支援を行っていきます。

### ●情報の提供

障害特性や課題を把握し、雇用の際に配慮事項、習熟度を高めていくために必要な各種情報を提供いたします。

### 障害や難病のある方の 職場実習を受けていただける 事業所を探しています!

就労に必要な知識や技能などを身につけること、就労経験の少ない方が実際の職場を体験することで自信をつけることを目的としています。  
事業所としては、障害者雇用のイメージづくり、従業員の方々の障害者理解促進等にご活用いただけます。ぜひ、お気軽にご連絡ください。

## 相談の流れ

### ステップ 1 相談

まずはお電話ください。相談内容に応じた情報を提供いたします。  
※相談は予約制です。



### ステップ 2 登録

登録希望の方は、登録手続きと面接を行います。就職活動に必要な情報をお聞きすることがあります。また、関係機関(福祉や医療機関)より情報をいただくこともあります。



### ステップ 3 就職活動

ハローワークへの登録を行います。必要な方には、履歴書の書き方や、模擬面接など就職活動の準備を支援します。



### ステップ 4 職場実習・基礎訓練

見学や事業所にて一定期間の職場実習を行い、マッチングを確認します。  
※就労に向けて基礎訓練が必要な方には、障害者職業センター等へ紹介ができます。  
※基礎訓練では、社会性や生活リズムや体力等の準備をし、また個々の能力の把握と課題を分析します。

### ステップ 5 就職

さまざまな支援制度を利用して就職します。  
※支援制度は下記をご覧ください。



### ステップ 6 職場定着

就職後も定期的な相談や、職場訪問を行います。安定して働くことができるようジョブコーチ(職場適応援助者)をすすめる場合があります。

## 支援制度

### ●障害者トライアル雇用

お互いのミスマッチを防ぐために、最長3ヶ月(※)の試用雇用を行う制度です。  
※身体・知的…最長3ヶ月、精神…最長6ヶ月

### ●委託訓練(実践能力習得訓練コース)

就職に必要な事業や知識を習得することを目的に、企業などに訓練を行う場を提供してもらい、実際の業務を通じて訓練する制度です。

### ●特定求職者雇用開発助成金

高齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部が助成されます。

